

北方型住宅の紹介

国は長期間にわたって良好な状態で使用することができる住宅（長期優良住宅）の普及を促進することで、環境負荷の低減を図るとともに、良質な住宅ストックを将来の世代に継承することによって、より豊かで、より環境に優しい暮らしへの転換を図ることを目的とした「長期優良住宅普及促進法」を制定し、この法律に基づいた長期優良住宅の認定制度やモデル事業を実施しています。

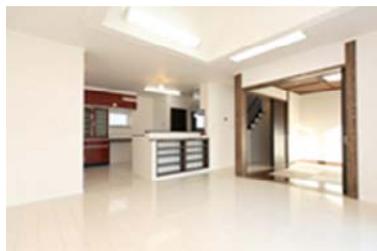
長期優良の認定住宅には税の減免など優遇措置が講じられるほか、国が実施する補助事業に採択された長期優良住宅には、1棟当たり100～200万円の直接補助が行われています。

北海道では、昭和63年度から長期優良住宅の先導的モデル事業に対応するため、豊かな住みづくりの実現を目指した「北方型住宅」の開発・普及を進めております。

「北方型住宅」3つの安心機能

- ① “性能基準”（断熱・機密性能の確保）
- ② “認定技術者による設計・施工”
- ③ “サポートシステム”（設計・施工データ等の住宅履歴情報を第三者機関が保管）

現在は、「北方型住宅」の断熱・機密性能を更に引き上げた『北方型住宅ECO』の開発・普及を推進しているところです。



（写真は北方型住宅ECO推進協議会 HP 及び建築指導センターHP より引用）